

静岡県告示第246号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項の規定による女性相談支援員の所属、駐在場所及び担当区域を次のように定める。

令和6年3月29日

所属	駐在場所	人員	担当区域
静岡県女性相談支援センター	静岡県賀茂健康福祉センター	1	下田市 賀茂郡
静岡県女性相談支援センター	静岡県東部健康福祉センター	1	沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 富士市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡
静岡県女性相談支援センター	静岡県中部健康福祉センター	1	静岡市 島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 榛原郡
静岡県女性相談支援センター	静岡県西部健康福祉センター	1	浜松市 磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 周智郡
静岡県女性相談支援センター	静岡県女性相談支援センター	1	全県

附 則

- この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 婦人相談員の所属、駐在場所及び担当区域の定め（平成25年静岡県告示第224号）は、廃止する。